

農業委員会だより

第 **146** 号
<https://www.city.chiba.jp/nogyo/dayori.html>

「農地」を適正に管理しましょう

●農地の管理状況について、毎年現地調査を実施しています。

農業委員会では、農地の管理状況を確認するため、本年度も農地の「利用状況調査」を実施しました。今後も、農地の適切な管理をお願いします。

●今後の農地の活用について、お尋ねします。

上記調査で「遊休農地」と判断された農地の所有者の方には、令和5年12月から「農地利用意向調査」を実施しています。同調査では、自ら耕作するか、農地中間管理事業を利用するかなど、今後の農地利用の意向について回答をお願いします。

また、農地法の定めにより、遊休農地の所有者に対し、農地中間管理機構への貸付けについて、同機構との協議を勧告する場合があります。

耕作放棄地を再生するための補助事業を実施しています。詳しくは、下記（農地活用推進課）までお問い合わせください。



問い合わせ

農業委員会事務局
農地活用推進課

農地指導班
農地保全班

☎ 043-245-5768

☎ 043-245-5759

収入保険への加入で農業経営リスクへの備えを

農業経営収入保険は、すべての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。



千葉県マスコットキャラクター チーパくん

（ご加入について）

- ・青色申告を行っている農業者の方が加入できます。
- ・加入申し込みは、個人の方は12月末、法人の方は事業年度開始の前月までです。

県からのお知らせ

令和4年度～令和6年度までに収入保険に新規加入する千葉県民の方は、2万円を上限に初年度保険料の補助を受けられます。（県補助金「千葉県収入保険加入推進事業」）

農業用ハウスをお持ちの方は園芸施設共済に併せて加入しましょう

園芸施設共済は自然災害等による農業用ハウスの損害を補償します。

収入保険及び園芸施設共済の加入要件等、詳しくは千葉県農業共済組合HPをご覧ください。

千葉県農業共済組合

千葉県収入保険加入推進事業



問い合わせ先

千葉県農業共済組合 けいよう支所千葉センター

☎ 043-232-3722

vol. **146**
主な内容

P.1 「農地」を適正に管理しましょう

P.1 収入保険への加入で農業経営リスクへの備えを

P.2 補助事業を活用して森林整備をしませんか

P.2 知らないで損する農業者年金

P.3 農地利用最適化推進委員を1名募集しています

P.3 農地の相続税等の納税猶予の適用を受けている方へ

P.3 生産緑地の新規・追加指定をしませんか

P.4 農地・農業に関する無料法律相談を行っています

P.4 農地の売買や転用～許可申請はお早めに～

補助事業を活用して森林整備をしませんか

森林は木材等の林産物を生産するだけでなく、水源のかん養、地球温暖化防止などの様々な公益的機能を有しています。

市では、健全な森林づくりを進めるため、森林整備（伐倒、植栽、間伐など）に対する経費の補助等を実施していますので、是非ご活用ください。

主な補助事業

事業名	事業内容	補助率等
災害に強い森づくり事業	電線等の重要インフラに近接する森林において、風倒木等による施設への被害を未然に防止するために実施する伐倒、植栽等。	森林所有者の負担なし
被害森林整備事業	気象害等による被害森林の伐倒、植栽等。	森林所有者の負担なし
サンブスギ林総合対策事業	非赤枯性溝腐病により被害を受けた森林の再生。被害木の伐倒・搬出、跡地の植栽等。	1/10～7.3/10
県単森林整備事業	植栽、下刈り、枝打ち、間伐等。	6/10

※補助事業の申請にあたっては、面積や被害率等の要件を満たす必要があります。

詳しくは下記までお問い合わせください。

災害に強い森づくり事業施業地(高田町)



令和元年の台風15号により多数のスギが倒れ、一部が電線にかかった。



令和2年度に全伐 同3年度にナラ、クヌギ等を植栽 同4年度から下刈りを実施

問い合わせ

千葉市農政センター農業経営支援課
千葉市森林組合

☎ 043-228-6275
☎ 043-228-5950

ご存じですか？

知らないと損する農業者年金

老後の備えは **国民年金** + **農業者年金** で！



農業者は長生き！
65歳からの平均寿命は…

農業者年金はメリットがたくさん！！

- メリット 1** 「積立方式・確定拠出型」で少子高齢時代でも安心
- メリット 2** 終身年金
(80歳までに亡くなった場合、死亡一時金をご遺族に支給)
- メリット 3** 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果
- メリット 4** 加入と脱退は自由、再加入もいつでも可能
- メリット 5** 保険料は2万円から6万7千円まで千円単位で自由に設定可能
- メリット 6** 認定農業者などには、保険料の国庫補助あり

問い合わせ

農業委員会事務局 農地活用班 ☎ 043-245-5769 農業者年金基金(相談員) ☎ 03-3502-3199

千葉市 農業者年金 🔍 検索



ホームページから年金額の試算ができます

農業者年金基金 🔍 検索



千葉市の第4地区 農地利用最適化推進委員を1名募集しています。



活動内容 下記の地域を担当し、主に農地利用の最適化に向けた地域活動を行います。

- ・花見川区 朝日ヶ丘、朝日ヶ丘町、検見川町、さつきが丘、武石町、浪花町、畑町、花園、花園町、瑞穂、南花園町、幕張町、幕張本郷
- ・稲毛区 稲丘町、稲毛、稲毛台町、稲毛町、稲毛東

任用期間 令和6年3月下旬～令和8年7月19日まで

報酬 規定により支給

受付期間 令和5年12月11日(月)～令和6年1月10日(水)必着

募集案内・申込書類の配付場所 農業委員会事務局、農政センター
※農業委員会のホームページからもダウンロード可能

選考方法 書類審査・面接による。結果は郵送で通知。



問い合わせ

農業委員会事務局 農地活用班

☎ 043-245-5766

千葉市 農地利用最適化推進委員

🔍 検索



農地の相続税等の納税猶予の適用を受けている方へ

納税猶予の適用を受けている農地を譲渡・転用・貸付け、または耕作放棄等をした場合、当該農地に対応する猶予税額に利子税を加えて納税しなければなりません。また、それらの面積が猶予を受けた全体の面積の2割を超えた場合は、猶予税額の全額に利子税を加えて納付しなければなりません。

ただし、特定貸付（農地中間管理事業、利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）、認定都市農地貸付等）を行った場合は、貸付けを行った日から2か月以内に税務署長に届出書を提出することで、納税猶予が継続されます。

※平成21年12月24日以前に相続税納税猶予の適用を受けている方が、特定貸付を行った場合は、「20年間の営農継続」による免除事由が除外され、「終身営農」となります。



問い合わせ

千葉東税務署 ☎ 043-225-6811

千葉西税務署 ☎ 043-274-2111

千葉南税務署 ☎ 043-261-5571



生産緑地の新規・追加指定をしませんか？

生産緑地の指定を受けていない市街化区域内の農地について、指定の申出を受け付けています。生産緑地は、固定資産税や相続税などの優遇措置を受けることができますが、30年間は農地として適正な管理が必要です。

生産緑地の指定を受けるには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 現在、農地として適正に管理されていること。
- ② 市街化区域内の農地で面積が一団で300㎡以上であること。
 - ・単独もしくは組み合わせて、一団で300㎡以上の土地であること。
 - ・幅員が6m以下の道路等で分断されていても一団と認められます。
- ③ 農業の継続が可能であること。

生産緑地の指定を希望される方は、事前相談を随時受け付けています。

問い合わせ

都市計画課 土地利用班 ☎ 043-245-5349



農地・農業に関する

無料法律相談を行っています



千葉市在住の個人で、農地・農業に関する法律上の問題（相続・売買・賃貸借など）でお悩みの方を対象に、弁護士（千葉市農業委員会農業委員）が面談で応じます。（費用無料）

相談日	令和6年1月16日(火)、2月19日(月)、3月15日(金)
時間	午後1時30分～午後4時30分（相談時間 1人50分（定員3人））
場所	千葉市役所高層棟7階 農業委員会会議室
申込方法	電話での予約制です。千葉市農業委員会事務局
その他	<ul style="list-style-type: none"> 相談時に、参考資料と経緯等を簡単にまとめたメモをお持ちください。 裁判所で訴訟・調停中のものについては受け付けません。

問い合わせ 農業委員会事務局 農地審査班 ☎ 043-245-5767

農地の売買や転用

～許可申請はお早めに～

審査日程表 1月から3月

審査日程	転用許可・ 耕作目的の売買等許可申請受付期間
1月15日(月)	12月21日(木)～12月25日(月)
2月15日(木)	1月22日(月)～1月25日(木)
3月14日(木)	2月21日(水)～2月22日(木)

農地を耕作目的で売買・貸し借りする場合や市街化調整区域の農地を農地以外に用途変更する場合は、農業委員会または知事の許可が必要です。

許可を受けずに耕作以外の用途に使用している場合は、違反転用となります。また、農地を埋立し盛土をする場合にも、農業委員会への届出、または一時転用の許可が必要です。

なお、市街化区域の農地転用届出についての受理通知書は、受付日の翌日午後3時以降（受付日が休日の前日の場合は翌開庁日）に交付します。

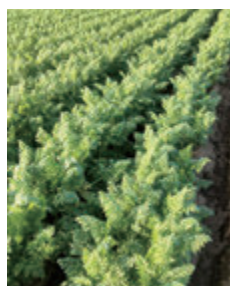
問い合わせ 農業委員会事務局 農地審査班 ☎ 043-245-5767

編集後記

農業は毎年一年生という言葉を目にしたことがありますが、今年は私たち農家にとって過去に例のない異常な天候でした。夏の暑さに始まり、災害級の大雨、11月に入っても夏日が連日続き、今後野菜の出荷に大きく影響してくると思うと、少し心配になります。

これからは年末に向けて、多数のイベントを控えて忙しい時期になってまいります。コロナやインフルエンザも多くなってくる季節ですので体調管理には十分注意して皆で良い年を迎えられるようお仕事も頑張っていきたいと思います。

（編集委員：H.O）



農業委員会だよりの情報は
コチラから



千葉市 農業委員会だより

